

# 若年者に対する消費者教育について（総論）

## 概要

- 平成24年8月に議員立法により成立した「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、消費者庁と文部科学省において「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定（平成30年3月20日閣議決定）。「若年者への消費者教育」は当面の重点事項の一つに位置づけられている。
- 成年年齢の引下げ（令和4年4月施行）を見据え、平成30年2月に「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を関係4省庁において決定（7月改訂）。平成30年度から令和2年度の3年間を集中強化期間として取組を推進してきたが、令和3年度も継続して実施している。
- 令和3年3月22日付で教育委員会等、関係機関に対して「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンに基づく取組の推進についてを通知し、一層の取組を推進している

## 消費者教育の推進に関する法律（平成24年8月成立、12月施行）

- 与野党の共同による議員立法により成立
- 消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な事項を規定
- 主な内容
  - 消費者教育及び消費者市民社会の定義、消費者教育の基本理念
  - 国及び地方公共団体等の責務、財政措置
  - 学校、大学等、地域における消費者教育の推進
  - 国の消費者教育基本方針の策定、消費者教育推進会議の設置（H25.3）
  - 地方公共団体の推進計画策定、消費者教育地域協議会の設置

## 消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成30年3月20日変更）

- 内閣総理大臣・文部科学大臣が「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を作成し、閣議決定
- 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容等に関する事項を定めるとともに、都道府県・市町村消費者教育推進計画の基本となるものとして作成（平成25～29年度の5年間）
- 変更について、3月20日閣議決定（平成30～34年度の5年間）
- 「当面の重点事項」の一つとして「若年者への消費者教育」を示す

## 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム（平成30年2月決定、7月改定）

- 成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議（議長：法務大臣）の下、若年者の消費者教育について検討する会議に位置づけ。
- 関係省庁が緊密に連携し、若年者への実践的な消費者教育を推進するため、消費者庁、文部科学省、法務省及び金融庁の4省庁関係局長会議において消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な事項を規定。
- 平成30年度から令和2年度の3年間を集中強化期間として取組を推進。

## アクションプログラムの概要

（1）高等学校における消費者教育の推進

- 学習指導要領の徹底【文部科学省】
- 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】
- 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】
- 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

（2）大学等における消費者教育の推進

- 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う【消費者庁・文部科学省】
- 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する【消費者庁】
- 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

（3）その他

- 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】
- 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直し、大学等及び教育委員会に対し周知を行う。【文部科学省】



# 令和3年3月22日付通知「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンの実施について

## 「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンの実施について

若年者への消費者教育の推進に関する  
＊吉井徹也 楽南市議会議員  
2021年3月22日

2022年3月からの成年年齢引下げを見据え、若年者の消費者被害の防止・救済等のため、実践的な消費者教育の実施を推進することとし、各市町が通報して2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム（2018年3月～2020年3月）」（以下「アクションプログラム」という。）を構成してきた。

2021年度は成年年齢引下げ前の最終年度に当たることから、成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育を推進するため、各市町が通報してアクションプログラム（前述）に掲げられた取組を継続して実施するとともに、以下の取組を重点的かつ量産的に実施する。

### ① 地方公共団体・大学等への働き掛け

高専学校・大学等での実践的な消費者教育を推進するため、地方公共団体・大学等への働き掛けや関係機関とも連携した消費者教育の取組を実施する。

- (1) 地方公共団体（教育委員会を含む）、大学等に対し、実践的な消費者教育の実施に向け、連絡を行お等、様々な機会を利用して働き掛けを実施する。
- (2) 実践的な消費者教育を推進するため、各市町で作成したコンテンツを活用しつつ、地方公共団体等とも連携し、高専学校・大学等向けの広報媒体等を実施する。
- (3) 情報発信、セミナー開催等の実施について関係団体への働き掛けを実施する。

### ② 関係団体への働き掛け

契約、賃貸管理や消費者被害防止に関する情報の提供を推進するため、関係団体に財政負担を掛けを実施する。

- (1) 消費者団体、日赤連、金融関係団体等の関係団体に対し、出版講座等の機会を活用した注意喚起・情報発信の働き掛けを行う。

## 3. イベント・メディアを通じた周知

契約、賃貸管理や消費者被害防止に関する情報を若年者を中心とした市民に実施するため、イベント・メディアを通じた周知を実施する。その際、若年者において、相互の空港が生まれるような手法にも配慮する。

### ① イベント

- (1) 若年者が多く参加するイベント、成人式等を活用した周知を実施する。
- (2) 若年者、職員等が参加するイベント・セミナーを開催する。

### ② メディアを通じた情報発信

- (3) デジタル化の進展も踏まえ、各自主導の各種メディアを活用した周知を実施する。

## 4. 消費者教育のコンテンツの充実・運用の促進

成年年齢引下げを見据え、若年者への消費者教育や情報発信を確実に実施するため、若年者における最近の消費者被害に着目しつつ消費者教育コンテンツを作成し、上記の各種策において活用を推進する。

- (1) 実践的な消費者教育の実施に関する動画等を作成し、各自主導での情報発信に活用する。

- (2) 利用者の特性を考慮したデジタル教材等を作成し、高等学校等での活用を図る。

以上

# 学校教育における消費者教育の推進



## 消費者教育（被害の防止・救済関係）に関する主な内容 (学習指導要領解説抜粋)

### ○小学校【家庭科】

- ・買う人（消費者）の申し出と売る人の承諾によって売買契約が成立すること、買う人はお金を払い、売る人は商品を渡す義務があること、商品を受け取った後は、買った人の一方的な理由で商品を返却することができないことについて扱い、理解できるようにする。
- ・買物で困ったことが起きた場合には、家族や先生などの大人に相談することや、保護者と共に消費生活センターなどの相談機関を利用することにも触れるようにする。

### ○中学校【技術・家庭科】

- ・消費者被害への対応について…誤った使い方などによる被害を防ぐためには、消費者が説明書や表示、契約内容を確認することが重要であることに気付くようにする。
- ・消費者を支援する仕組みがあるのは、消費生活に係る被害を未然に防いだり、問題が発生した場合に適切に対応して被害を拡大させないようにしたりすることを理解できるようにする。

### ○高等学校【家庭科（家庭基礎）】

- ・消費者被害の未然防止につながるよう、悪質商法や多重債務、インターネットを通じた消費者被害など近年の消費者被害の状況にも触れるようにする。
- ・契約の重要性については、…未成年と成年の法律上の責任の違い（未成年者取消権の有無）について理解できるようにする。また、…消費者被害の未然防止の重要性について理解できるようにする。その際、…クーリング・オフ制度の他、意思無能力者の契約・錯誤・公序良俗違反による契約等、一方的に契約をやめることなど、具体的な救済方法について理解できるようにする。
- ・消費者保護の仕組みについては、…消費生活センターについて取り上げ、その役割や機能…消費者契約法などの被害救済のための基本的な法規…についても理解できるようにする。

### ○高等学校【公民科（公共）】

- ・契約によって、売買、土地・建物や金銭の貸し借り、雇用などの多様な活動が行われること、このような多様な契約により様々な責任が生じることについて理解できるようにする。
- ・消費者に関する問題を取り上げ、消費者と事業者との間で締結される契約である消費者契約を扱い、…消費者を守るための法的規制や行政による施策が行われていることを理解できるようにする。



学習指導要領等  
(文科省HP)

## 1. 学習指導要領における消費者教育の充実

- 平成29年及び30年に公示された新学習指導要領の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等の各教科において、引き続き、消費者教育に関する内容を規定するとともに、その内容を更に充実。
- 新高等学校学習指導要領への円滑な移行のため、平成30年度以降の入学生について、新学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導。

※新高等学校学習指導要領（令和4年度入学生から学年進行で実施）が適用されるまでの間の移行措置

## 2. 家庭科の履修学年に関する学習指導要領の一部改正 (平成31年3月28日)

### 令和2・3年度入学生について

- 現行高等学校学習指導要領において、家庭科の科目「家庭基礎」、「家庭総合」、「生活デザイン」の消費生活に関する内容を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修されることとする。

### 令和4年度以降入学生について

- 新高等学校学習指導要領において、家庭科の各科目「家庭基礎」、「家庭総合」の消費生活に関する内容を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修されることとする。



高校生が成年年齢に達する前に、  
より充実した消費者教育を学習する機会を確保

# 学校教育における消費者教育の推進（教員養成等）



## 1. 教員養成について

- 教職課程では、公民科、家庭科の教員免許状取得に当たって履修する「各教科の指導法」等の科目において、学習指導要領を踏まえた消費者教育の内容が扱われている。さらに、アクションプログラムの改訂を踏まえた消費者教育の充実について全国の教職課程を置く大学に周知したところ（令和元年6月）。

## 2. 免許状更新講習について

- 更新講習の申請要領を示した通知において、消費者教育を含む成年年齢引き下げに関する事項を取り上げた講習の開設を推進している。なお、(独)国民生活センターでは、大学が実施する教員免許状更新講習に協力とともに、教員を対象とした講座が行われている。
  - 更新講習の名称・概要に「消費」又は「契約」が含まれていなくても、実際には、多くの講習において、消費者教育に関する内容が扱われている。（例えば、ある大学からの聞き取りでは、必修・選択必修・選択の各領域の講習のうち24.3%（9/37）で消費者教育が扱われていた。）

## 3. 現職教員研修について

- 消費者庁作成した高校生向け消費者教材資料「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促すに当たり、(独)教職員支援機構において、同教材を活用した消費者教育についての教員用研修動画を作成、ウェブサイト上で公開、積極的な活用を促している。
- 教職員研修実施に関する主な提言等をまとめた通知を新たに発出し、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等を踏まえた研修の充実を全国の教育委員会に依頼（令和2年7月）。
- 免許状更新講習や教育委員会が行う研修以外にも、教科指導等に関する専門的研修等の機会を通じて消費者教育に関する研修が行われるよう、関係学会に対して働きかけを行うことを検討。

## 鳴門教育大学における取組例（主に教員養成）

- 地域及び学内の消費者教育のより一層の推進に向け、平成28年7月に「消費者教育推進プロジェクト」を立ち上げ。
- 大学では、小学校・中学校・高等学校の全ての課程で消費者教育に関連した授業科目を開講。
  - 学部：消費生活論、家庭経営学演習、初等家庭、初等中等教科教育実践Ⅰ、初等中等教科教育実践Ⅱ、中等家庭科教材論
  - 大学院：生活創造教育（家庭）の教材開発演習
- このほか、外部での講演、学校への出前授業、教員研修などを実施。

## 教職員支援機構ウェブサイト（校内研修シリーズ）



## ■趣 旨

文部科学省では、平成22年度より、「消費者教育推進事業」を実施し、大学及び社会教育分野における消費者教育の推進のために各種取組を行っています。

平成24年の消費者教育推進法では、消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施が規定されるほか、推進法により閣議決定された基本方針では、地域の多様な主体間のネットワーク化や相互の連携と情報共有の仕組みづくりの必要性が求められています。

そこで、文部科学省では、学校や地域において消費者団体等をはじめ様々な主体の連携・協働による消費者教育を推進するため、消費者教育フェスタを開催しています。

## ■対 象

教員、教育委員会、消費者行政部局、  
事業者、消費者団体等

※ 令和2年度はオンラインにて開催

### ○好事例の共有



### ○関係機関との連携促進





2022年の成年年齢引下げを見据え、また学校や地域での消費者教育の取組も一層進めるため、文部科学省では消費者教育アドバイザーの派遣を行っています。

？ 中学・高校で・・・

授業の中で消費者教育を  
どのように取り入れ  
指導していくべきか・・・

悩み

？ 大学で・・・

学生に主体的な判断で  
意思決定させるには  
どうすれば・・・

どうすれば

？ 地域で・・・

消費者教育の推進の方策が  
今一つわからないのですが・・・

分からない



そのお悩み、消費者教育アドバイザーが解決します！

## 文部科学省消費者教育アドバイザーのメリット

- ！ 消費者教育の実践者や有識者を派遣します。
- ！ 地域の実情を踏まえた消費者教育の実施を丁寧に支援します。
- ！ 派遣に要する費用は無料です。

派遣の申請等詳細は、文部科学省HPをご覧ください。

URL: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/syohisha/detail/1339570.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syohisha/detail/1339570.htm)

消費者教育アドバイザーの派遣



【本件担当】文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課消費者教育推進係

電話 03-6734-2260, 3462

メール consumer@mext.go.jp